

告示第 88 号

木曾広域連合正副連合長会議設置規則をここに公布する。

平成 17 年 12 月 9 日

(木曾広域連合長署名・印)

平成 17 年木曾広域連合規則第 26 号

木曾広域連合正副連合長会議設置規則

(会議の設置)

第 1 条 木曾広域連合（以下「広域連合」という。）の効率的な運営と円滑な施策の推進に資するため、木曾広域連合正副連合長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の組織)

第 2 条 会議は、広域連合長及び副広域連合長（以下「正副広域連合長」という。）をもって組織する。

2 会議に代表副広域連合長を置き、正副広域連合長の協議により、副広域連合長の中から選任する。

3 広域連合業務の円滑な推進のため、次に掲げる業務の区分に応じて代表副広域連合長以外の副広域連合長が分担する。

- (1) 総 務 第 2 号から第 4 号までに掲げる以外の業務及び施設関係
- (2) 地域振興 地域振興関係業務及び関連施設関係
- (3) 厚 生 厚生関係業務及び福祉施設関係
- (4) 環 境 環境関係業務及び環境施設関係

(協議事項)

第 3 条 会議は、広域連合の行う事務及び施策で次の各号に掲げることについて協議を行う。

- (1) 総合的な施策の策定、変更及び実施に関すること。
- (2) 施設の設置、管理、運営及び廃止に関すること。
- (3) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第 4 条 会議は、広域連合長が招集し、広域連合長が議長となる。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、代表副広域連合長が議長の職務を代理する。

3 会議は、広域連合長等の半数以上が出席しなければ行うことができない。

4 広域連合長等は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(広域連合助役会)

第5条 第3条に掲げる事項で、専門的な事項の調査審議を行うため、広域連合助役会を置く。

2 助役会は、関係町村の助役、助役欠員の町村にあつては当該町村の総務課長をもって組織する。

3 助役会に会長1人及び副会長1人を置く。

4 会長及び副会長は、助役会において互選する。

5 会長は、必要に応じて助役会を招集し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(広域連合幹事会)

第6条 広域連合の事務及び広域連合と関係町村の連絡調整に係る事務を効果的に行うため、広域連合幹事会を置く。

2 幹事会は、関係町村の長が当該町村職員のうちから指名した広域行政事務を主管する長をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて広域連合事務局長が招集する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

5 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門的かつ個別的な事項について調査審議を行うため、担当者による専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、広域連合事務局がこれを行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。